

令和3年2月5日

生徒・保護者の皆様へ

埼玉県立所沢高等学校長 佐久間 博正

緊急事態宣言の延長に伴う学校の対応について

平素より、本校の教育活動に御理解と御協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、今般の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言について、令和3年3月7日までの延長が発表されました。それを受けて昨日、県の新型コロナウイルス対策本部会議が開かれ、その内容を踏まえて県教育委員会から通知がありました。

つきましては、2月8日以降の教育活動につきまして、下記の内容を御確認いただくとともに、感染拡大防止に向けた様々な対応に引き続き御協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1 対応期間

令和3年2月8日（月）から3月7日（日）まで

2 日程について

2月5日までと同様、以下の通りとします。

- (1) 電車・バス等による登下校時の過密状態を避けるため、**始業（朝のSHR）を9時30分**とします。電車・バス等を利用する生徒は、混雑の時間帯をできるだけ避け、始業に間に合うよう登校してください。
- (2) **40分短縮授業**を基本とします。ただし、学年末考査期間〔2月19日（金）～3月4日（木）〕については、**試験時間50分・休み時間15分**とします。
- (3) 飲食等をせずに速やかに登下校してください。

3 部活動について

期間中、部活動は原則中止とします。

ただし、高体連や高文連主催の大会等が予定されている場合に限り、大会当日から起算して14日前から活動することは可能です。なお、他校との合同練習等はいりません。

活動の有無などの詳細については、部活動顧問からの指示にしたがってください。

4 御家庭へのお願い【引き続き御協力をお願いいたします】

- (1) 起床したら、**必ず検温、咳等の呼吸器症状の有無及び倦怠感の確認（健康観察）等を行ってください**。
- (2) **発熱等の風邪症状がみられる場合や、家庭内に体調不良者がいる場合は、生徒は登校しないでください**。この場合欠席ではなく「出席停止」となります。
- (3) 基本的感染防止対策の徹底（3密の回避、正しい手洗い、マスクの着用）に御協力ください。
- (4) 不要不急の外出を避けて可能な限り速やかに帰宅すること、ならびに生徒のみでの会食等の自粛について、保護者の方からも御指導をお願いいたします。